令和7年度

障がい者を対象とした福井県会計年度任用職員(パートタイム)【環境整備】募集のお知らせ

受付期間 令和7年 2月 3日(月)~ 令和7年 2月14日(金)〈必着〉

面接試験日 令和7年 2月18日(火) 採用予定日 令和7年 4月 1日(火)

福井県立三方青年の家

〒919-1331 三方上中郡若狭町鳥浜 122-27-1

TEL 0770-45-0229

FAX 0770-45-0237

1 募集概要

採	用于	予定	日	令和7年4月1日(火)
任	用	期	間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (所属での面接および勤務成績に基づき連続2回まで更新される場合があります)
職			種	会計年度任用職員(パートタイム)
勤	務	場	所	三方青年の家(若狭町鳥浜122-27-1)
業	務	内	容	三方青年の家における環境整備 (施設内清掃、消耗品補充など)
採用予定人員				1名

2 受験資格

○全般にかかる資格

次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている方

(受験申込日および受験日当日において有効であることが必要です。)

- (1)身体障害者手帳
- (2)都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)または産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書※ (心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。)
- ※診断書・意見書とは、県が定める身体障害者福祉法施行細則第8条に規定するもの をいいます。
- (3) 都道府県知事または政令指定都市市長が交付する療育手帳
- (4)児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医ま

たは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

- (5)精神障害者保健福祉手帳
- ○ただし、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者は受験できません。
 - (1)禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることが なくなるまでの者
 - (2)福井県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (3)日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- 3 試験の方法

受験者の人柄、性格等をみるために、個別面接を行います。

- 4 面接試験の日時および会場
 - (1) 面接試験日時 令和7年2月18日(火)※時間は受験者に別途連絡します
 - (2) 面接試験会場 三方青年の家(若狭町鳥浜122-27-1)
- 5 合格者の発表

受験者全員に合否の結果を通知するとともに、合格者に対しては、その後の手続き等についてご案内します。

- 6 受験手続
 - (1) 申込方法 「障がい者を対象とした福井県会計年度任用職員(パートタイム)採 用試験申込書」に必要な事項を記入の上、障がいを有することを証 明する手帳等の写しとともに提出(持参または郵送)してください。
 - (2) 受験申込先 〒919-1331 三方上中郡若狭町鳥浜 122-27-1 三方青年の家
 - (3) 受付期間 令和7年2月3日(月)~令和7年2月14日(金)〈必着〉 ※受付事務は、午前8時30分から午後5時15分まで (ただし、月、祝日は除く。)
 - (4) 注意事項 ・郵便により申し込む場合は、必ず書留郵便により行うものとし、 2月14日(金)までに到着したものに限り受け付けます。
 - ・受験票は発行しません。

7 勤務条件

(1) 勤務日 月17日

※毎月、所属が指定する日となります。

(原則、土、日、月、祝を除く平日)

- ※土、日、月、祝日にも勤務する場合があります。
- ※勤務日以外が休日となります。(1週間あたり2日以上)

- (2) 勤務時間 原則、午前8時30分から午後5時00分まで ※休憩時間は正午から午後1時です。 ※所定労働時間を超える労働はありません。
- (3)報酬日額8,500円
- (4) 期末・勤勉手当 勤務期間等に応じて支給(最大 年間4.6月分)(ボーナス)(例)報酬日額8,500円、月17日の場合月年間支給額43万円程度
 - ※勤務期間等に応じて、実際の支給額は増減します。
- (5) 休 暇 ・年次有給休暇 年間10日 ※6か月継続勤務をした場合の付与日数です。 継続勤務年数に応じて付与日数が変わります。
 - ・特別休暇:忌引休暇(有給)、夏季休暇(有給)、病気休暇(無給)など
- (6) その他・通勤費を別途支給します。
 - ・原則、公立学校共済組合(短期給付・福祉事業)、厚生年金保険、 雇用保険の適用があります。
 - ・公務災害補償または労働者災害補償保険の適用があります。
 - ・地方公務員法上の服務規定等(秘密を守る義務、職務に専念する 義務など)の適用があります。
 - ・報酬および期末・勤勉手当については、給与改定等により、額が 変更となる場合があります。
 - ・<u>報酬等のお支払いに際し、県の指定金融機関である福井銀行の口</u> <u>座が必要となります。</u>

8 試験結果の開示

この採用試験の結果については、口頭での開示を請求することができます。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
当該採用試験に合格	総合得点および	合否通知の到達	三方青年の家
しなかった者(本人)	総合順位	日から1か月	

○ 口頭による開示請求の手続き

開示請求する場合は、請求者本人(代理人は認めません)が、以下いずれかを 持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、三方青年の家へお越 しください。ただし、土、日、月、祝日は受付しておりません。

- ① 運転免許証
- ② 日本国旅券(パスポート)
- ③ 各種健康保険の被保険者証
- ④ 各種年金手帳等
- ⑤ 個人番号カード

9 その他

- ○受験において何らかの配慮(補装具等の持込使用など)を希望される方は、受験申込書の「受験に当たっての要望事項」欄にその内容を記入して下さい。ただし、内容によっては、配慮できない場合があります。
- ○この試験の詳細については、三方青年の家にお問い合わせください。
- 〒919-1331 三方上中郡若狭町 122-27-1(TEL 0770-45-0229、FAX 0770-45-0237